

質問書に対する回答

件名) 東関東自動車道 千葉北～佐原香取間橋梁補修工事

No.	質問事項	回答
1	<p>特記仕様書P28【中毒対策】(安全衛生保護具) 「安全衛生保護具は次表の通りとし、安全衛生保護具の数量に変更が伴う場合は、監督員と受注者との協議し定めるものとする。呼吸用保護具本体 6個～」と保護具数量が記載されており、変更の対象と読み取れます。一方、対象割掛対象表参考内訳書の共通仮設費のうち、剥離剤用安全衛生保護具費として、同じく「呼吸用保護具本体(送気装置含む)：6個～」と保護具数量が記載されていますが、「割掛け数量は参加者の適正かつ迅速な見積りに資するための資料であり、契約書第1条にいう設計図書ではない」ということで、変更の対象にならないと読み取れます。当方は、特記及び割掛けに記載された上記数量以上に保護具が必要と判断しておりますが、その場合は事前見積及び入札価格に反映させる必要がありますでしょうか？</p>	<p>特記仕様書 21-5-5 施工(5)安全衛生保護具に記載のとおり、安全衛生保護具については、変更が生じた場合は監督員と受注者との協議し定めるものとしております。 参考見積書および入札書の作成においては、特記仕様書に記載の内容に基づきお考えください。</p>